

標準貨物自動車運送約款

目次

最終改正 平成二十一年十一月二十二日 運輸省告示第五百七十五号
令和六年三月二十二日 國土交通省告示第二百五十号

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 運送業務等

第三節 積付(第三条第五条)

第四節 貨物の受取及び引渡し(第十九条・第二十六条)

第五節 指図(第二十七条・第二十八条)

第六節 事故(第二十九条・第三十条)

第七節 連賃、料金等(第三十一条・第三十二条)

第八節 責任(第三十九条・第五十二条)

第九節 連絡運輸(第五十三条・第六十条)

第三章 積込み又は取扱い等(第六十四条)

第一 章 総則

第二 章 運送業務等

第三 節 運送の種類

第一条 当店は一般貨物自動車運送事業に關する運送契約は、この運送約款の定めるところによります。

第二条 当店は前項の事業に附帯する事業を行います。

第三条 当店は前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

当店は、貨物自動車利用運送を行います。

(適用範囲)

第二条 当店の経営に関する一般貨物自動車運送事業に關する運送契約は、この運送約款の定めるところによります。

当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質や

すり、毀損又は破損による運送契約は、この運送約款によります。

当店は、前項の事由に定めない場合は、この限りではありません。

当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

当店は、貨物自動車利用運送を行います。

(受付日時)

第二条 当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

当店は、前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載しま

す。

(運送の順序)

第四条 当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質や

すり、毀損又は破損による運送契約は、この運送約款によります。

当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

当店は、貨物を受け取った日のを含めます。

二 輸送期間

二 輸送期間 貨物を受け取った日のを含めます。

三 集配期間 集貨及び配達先は発送地及び到着地(同地、アパートその他高層建築物)につき一日。ただし、一

日未満の端数は一日とします。

四 前項の規定による引渡し期間の満了後 貨物の引渡しがあったときは、これをもつて延長とします。

(運送の申込み)

第六条 当店は貨物の運送を申込む者(以下「申込者」という)は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。

一 申込者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

二 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数

三 三集荷及び配達又は発送及び到着の希望日時

四 集荷先及び配達先は発送地及び到着地(同地、アパートその他高層建築物)について、その名称

七 荷物の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

八 高価品について、貨物の種類及び価額

九 第六十二条第一項に規定する貨物の積込み又は取卸し料(以下「運賃、料金等」という)の支払方法

十 六 第六十二条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨

十一 運送料金に対する委託するときは、その旨

十二 特約事項があるときは、その内容

十三 本約款の内容について承諾する旨

十四 その他その他の貨物の運送に關し必要な事項

五 運送の種別

六 貨物、料金(第十七条第二項に規定する利用運送手数料、第二十四条に規定する待機時間料、第一

六十二条第一項に規定する積込料又は取卸料及び第六十二条第一項に規定する附帯業務料等をいう)、燃料費

サチャージ、有料道路利用料、立替金その他の費用(以下「運賃、料金等」という)の支払方法

及び電話番号を含む)

(運送の引受け)

第七条 当店は、前条第一項の運送申込書の提出があつた場合において、申込者との協議により、当該運送を引き受けたときは、次に掲げる事項を記載した運送引受書を交付します。

二 運賃、料金等の額

二 当店は、電磁的方法により提供することができます。この場合において、当店は、当該運送引受書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することを交付したものをみなします。

三 貨物の種類及び性質の確認

第八条 当店は、貨物の運送の申込みがあつたときは、その貨物の種類及び性質を通知することを申込者

に求めることがあります。

二 当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質につき申込者が通知したことについて疑いがあるときは

は、申込者の同意を得て、当店の立会いの上で、これを点検することができます。

三 申込者が、前項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところ

と異ならないときは、これにより生じた損害の賠償をします。

四 当店が、第一項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところ

と異なるときは、申込者に点検に要した費用を負担していただきます。

五 申込者が、前項運送に適する設備がないときは、当該運送にかかる負担を求められたとき。

六 天災その他やむを得ない事由があるとき。

(高価品及び貴重品)

第十一条 当店は、次に掲げるものをいいます。

一 貨幣、紙幣、銀券、印紙、郵便切手及び公債証書、株券、債券、商品券その他の有価証券並びに

金、銀、白金その他の貴金属、イリジウム、タンゲステンその他の稀金属、金剛石、紅玉、緑柱石、琥珀、真珠その他の宝玉石、象牙、べつ甲、珊瑚及び各の製品

二 美術品及び骨董品

三 容器及び専造りを加え一キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物(動物を除く)

第十九条 当店は、次に掲げる規約の計算は、一荷造りごとに、これをします。

二 申込者が、前項第三号のキログラム当たりの価格の計算は、一荷造りごとに、これをします。

三 この運送約款において高価品とは、次に掲げるものであるとき。

四 申込者が、前項運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

五 申込者が、前条第一項の規定による通知をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。

六 天災その他やむを得ない事由があるとき。

(荷造り)

第十二条 当店は、次に掲げる規約の計算は、一荷造りごとに、これをします。

二 申込者が、前項運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

三 申込者が、前条第一項の規定による通知をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。

四 申込者が、前項運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

第十三条 当店は、荷造りを十分でないときは、必要荷造りを要求します。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を与えない限り、荷造りを要求します。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

第十四条 当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

第十五条 当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

第十六条 当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

第十七条 当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

第十八条 当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

第十九条 当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

第二十条 当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

第二十一条 当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

第二十二条 当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

第二十三条 当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の貨物に對し損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けます。

当店は、荷造りを十分でない貨物であっても、他の

